交通事故の被害者と
その家族のために

ぐんまけんけいさつ

は　じ　め　に

このパンフレットは、交通事故の被害者やその家族の方に

- ○　警察の支援制度とはどのようなものか
- ○　警察が被害者やその家族の方にお願いすることは何か
- ○　事故の加害者はどのような手続きで処罰されるのか
- ○　自動車の保険制度はどのようなものか

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくものであり、少しでもお役に立てば幸いです。

いつでもお気軽にご相談ください

担当者は

警察署　交通課　　係

氏　名

電　話

です。

警察の相談窓口

被害者の方に対する援助については、警察においても専門的な立場から相談に乗っております。その窓口を紹介しますので、参考にしてください。

①　警察総合相談電話(各種の警察相談の受付)

○　警察安全相談室　TEL　０２７－２２４－８０８０

＃９１１０

FAX　０２７－２２４－８８８８

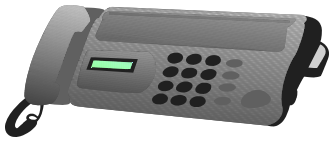

②　交通事故に関する警察の相談窓口

○　警察本部交通指導課　TEL　０２７－２４３－０１１０【内線 5142】

～　目　次　～

1　交通事故被害者等に警察からの支援などはあるのですか・・1

～　支援と連絡の制度　～

2　交通事故の加害者はどのように処罰されるのですか・・・・2

～　捜査開始から処分決定までの流れ　～

3　自動車保険などについて教えてください・・・・・・・・・・8

～　補償と保険の制度　～

4　援助や救済制度はあるのですか・・・・・・・・・・・・・・12

～　援助や救済の内容　～

5　警察以外の相談窓口はあるのですか・・・・・・・・・・・・15

～　関係機関からのアドバイスとカウンセリングの機関　～

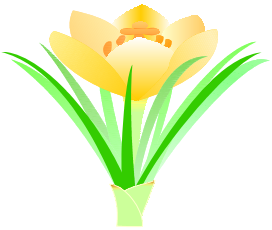

警察からの支援などはあるのですか

警察では、交通事故の被害者やその家族の方に対する支援と連絡を行う制度があります。

指定被害者支援要員制度

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者やその家族の方に、警察職員が付き添うなどして、交通事故の捜査状況の説明や今後の不安について相談を受けるなどの活動を行っております。

被害者連絡制度

交通事故の被害者やその家族の方は、事故の捜査はどうなっているのか、加害者は捕まったのか、加害者の処分はどうなったのかなどについて、大きな関心を持っておられると思います。

警察では、このような関心に応えるために、事故のケースによっては、その事故を担当している捜査員等が被害者やその家族の方に対して、次のような情報をお知らせしております。

事故の相手方に関すること

○　加害者の住所、氏名及び年齢等
○　交通事故の発生日時、場所
○　捜査状況

などに関する情報をお知らせします。

事故の相手方の処分に関すること

○　加害者の検挙状況
○　加害者の処分状況
　　送致先検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所

などに関する情報をお知らせします。

そ　の　他

被害者やその家族の方のなかには、事故のことを思い出したくないので知らせないで欲しいという方もおられると思います。

その場合には、担当捜査員にお話しください。

加害者はどのように処罰されるのですか

交通事故が発生した場合は、次のような流れで加害者を処罰します。

捜　　査

捜査とは、証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、犯人を処罰するために行う活動をいいます。

警察は、交通事故が発生した場合には、次のような捜査を行います。

事情聴取

事故にあわれた状況や事故の届出をした状況などについて、担当の警察官が詳しくお聞きします。

供述調書を作成することもあります。

被害者やその家族の方には、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかと思いますが、事情聴取は事故の原因究明と加害者の特定に欠くことができないもので、詳しいことが分かるほど、早期の事件解決につながりますのでご協力をお願いします。

実況見分

実況見分とは、警察官が

- ○　交通事故の現場
- ○　被害者が着ていた服や事故車両

などの状況について詳しく調べて、事故の状況や原因を明らかにするものです。

被害者やその家族の方には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。

また、事故当時に被害者の方が着ていた服などは、事件解決につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判において重要な証拠となります。

事件送致

警察が捜査により明らかにした事故の被疑者及び内容(証拠)を、検察官に送ります。

警察は、一定の証拠に基づいて犯人であると認められる者を被疑者と呼んでいます。(マスコミ等では、被疑者のことを容疑者として表現していることが多くみられます。)

被疑者を逮捕した場合	被疑者を逮捕しない場合
○　捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、身柄を拘束した時から48時間以内に関係書類と証拠品などとともに、検察官に送致する手続きをとります。 ○　継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、最長20日間被疑者を勾留することもあります。	○　被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取り調べなどの捜査を行ったのち、関係書類と証拠品を検察官に送致する手続きをとります。

起　　訴

検察官は、送致された証拠などに基づいて、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

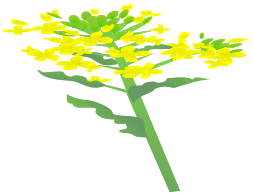

○　裁判にかける場合を起訴

○　裁判にかけない場合を不起訴

と言います。

※　不起訴処分となった場合は、地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申立てができます。

また、起訴には

○　公開の裁判を請求する公判請求

○　書面審理により罰金や科料を命じる裁判を請求する略式請求

とがあります。(被疑者は起訴されると「被告人」と呼ばれます。)

※　必要な場合、検察官から被害者やその家族の方に事情を聞かれることがありますが、起訴、不起訴の判断のため重要なものですからご理解ください。

公　　判

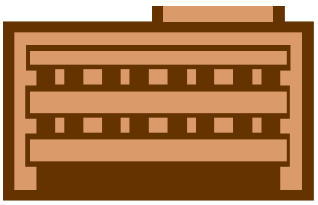

公判では、裁判官が証拠による審理を行い判決を下します。

被害者やその家族の方には、証人として公判で証言していただくことがあります。また、公判に際しては、次のことが認められています。

○ 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
○ 被害者の方が、被告人や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
○ 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

この他に次のような制度があります。

○ 民事の損害賠償請求のため等、正当な理由があると認められる場合には、事件記録の閲覧、コピーができます。（少年事件でも可）
○ 被害者や家族の方が心情や意見を述べることができます。
（少年事件でも可）
○ 被害者や家族の方の申し出があれば、公判を優先的に傍聴することができるように、できる限りの配慮がされます。
（少年事件では、審判結果等の通知を受けることができます。）
○ 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談の内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
○ 被害者参加制度
危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪等の被害者等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。
具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対して質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。
なお、被害者参加人の経済的負担を軽減するため、裁判所までの往復の旅費と宿泊費（必要がある場合のみ）、日当を国が負担する制度もあります。
○ 被害者国選弁護制度
被害者参加人となった被害者等は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、

基準額（２００万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

○ 損害賠償命令制度

危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として４回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、４回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

また、少年による事件の被害者等には、次のような制度があります。

○ 被害者等は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。）の閲覧、コピーができます。

○ 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べることができます。

○ 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等（加害者の年齢が事件当時、１２歳以上の場合に限られます。また、いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者等は、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。

○ 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

○ 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問い合わせください。

更生保護において利用できる主な制度

加害者の更生保護について、次のような意見を述べる制度があります。

○ 加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

○ 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害者等の方の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。

行政処分に関する情報提供

交通事故を起こした加害者には、刑事処分とは別に、運転免許の取消しや停止処分の行政処分が公安委員会により行われます。行政処分（取消し処分と９０日以上の停止処分）がされる前には、公開による「意見聴取」が、処分を受ける加害者に対して行われます。ただし、「意見の聴取」には、代理人が出席することもありますし、加害者も代理人も出席しないときは、「意見の聴取」が行われずに処分が行われることがあります。

警察では、お問い合わせいただければ、死亡事故又は重度後遺障害の残った交通事故に限り、被害者やその家族の方に対し、行政処分の結果や、「意見の聴取」について、次の情報提供を行っています。

行政処分の内容

加害者に対して行った行政処分の内容（免許の取消し・効力の停止別及び停止の場合にはその日数）をお知らせします。

意見の聴取の期日等

「意見の聴取」を行う期日と場所をお知らせします。

刑事手続の流れ図

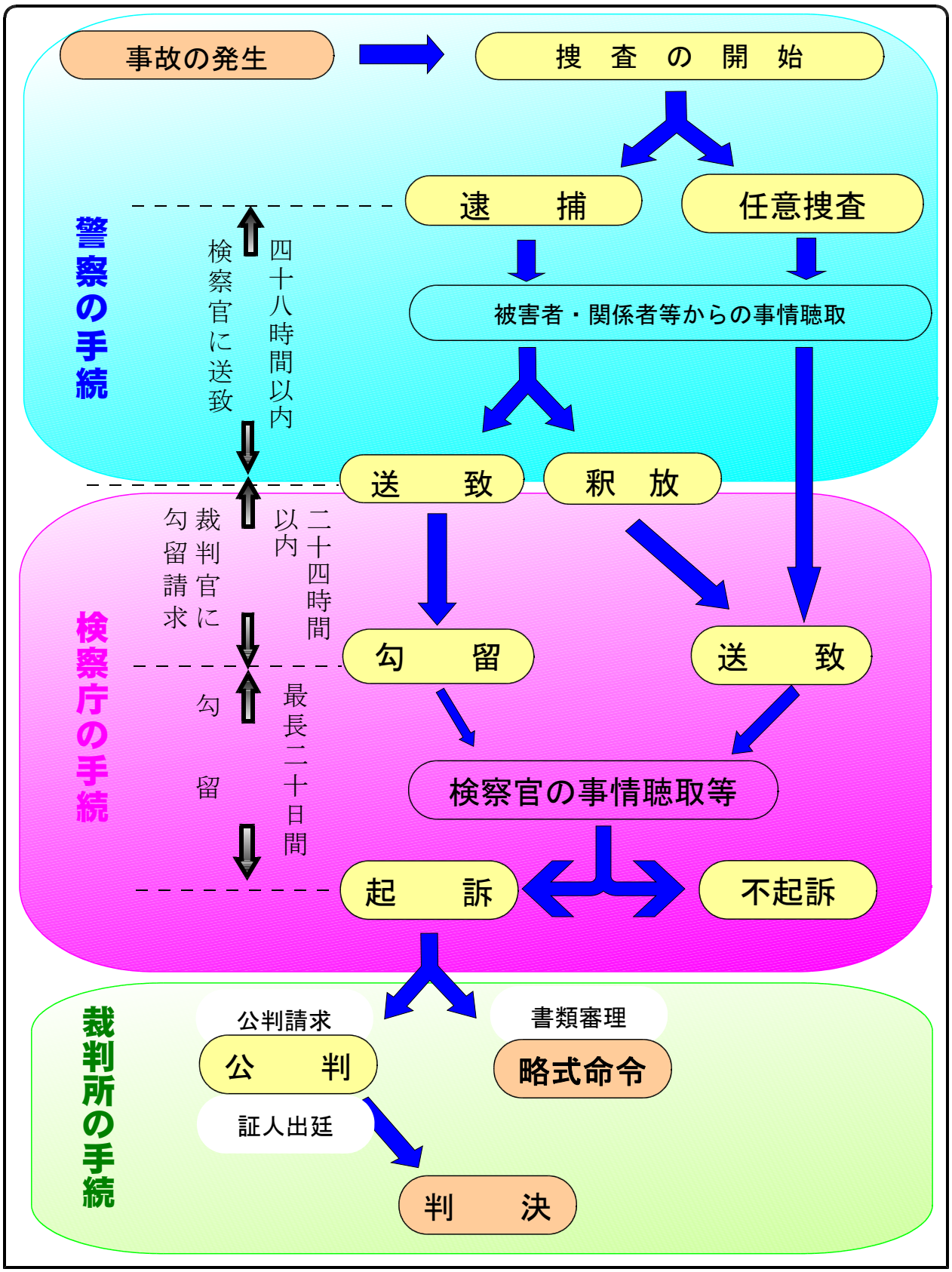

※　犯人が少年(20歳未満)のときは、少年審判手続などによる場合があり、これらの手続とは違いがあります。

自動車保険などについて教えて下さい

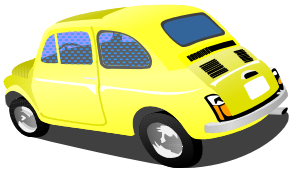

交通事故の被害者への保障制度は、次のようになっています。

自賠責保険（共済）と任意保険（共済）

自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）と任意保険があり

○　自賠責保険は、交通事故による被害者やその家族の方の保護を図る目的で、車１台ごとに加入を義務付けられている保険

○　任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険

で、次のようになっています。

自　賠　責　保　険	対 比	任　意　保　険
加入しなければならない（義務）	加　入	任　　意
人身損害だけ	対　象	人身損害と物損
死　亡：３，０００万円 傷　害：１２０万円 後遺障害：75万～4,000万円（1～14の障害等級による）	支払い限度額	保険契約の限度額までの補償

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償（てん補）され、不足分の4,000万円は加害者側が加入の任意保険（全額又は一部）で補償されます。未加入の場合、加害者の負担となります。

損害賠償額
7,000万円

支払 → 自賠責保険（共済）で補償
上限3,000万円まで

支払 → 不足分の4,000万円は？
- 任意保険加入 …… 契約の範囲内で補償
- 任意保険未加入 …… 加害者の負担

自賠責保険（共済）

1　自賠責保険の請求

加害者又は被害者が、各保険会社に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求します。

(1) 被害者請求

被害者やその家族の方から直接、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社などに対して損害賠償額の支払いを請求できます。

保険請求の流れ

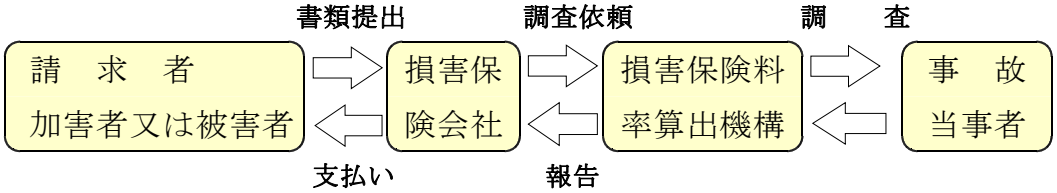

(2) 加害者請求

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者から、契約を締結している損害保険会社などに対して保険金を請求できます。

2　内払金、仮渡金

被害者やその家族の方が交通事故によって困窮することのないよう、示談が成立して保険金が出るまでの制度として内払金、仮渡金の制度があります。

※　請求の具体的な手続きについては、損害保険会社などにお問い合わせください。

3　請求できる期間

請求区分	いつから	いつ（時効完成）までに
傷害	治療を終えた日	事故発生から3年以内
後遺障害	症状固定日	症状固定日から3年以内
死亡	死亡日	死亡日から3年以内

※　症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときを言い、医師により判断されます。

自賠責保険（共済）請求　提出書類一覧表

必要書類	加害者請求			被害者請求				
							仮渡金	
	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	死亡	傷害
保険金(共済)・損害賠償額・仮渡金支払請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書（人身事故）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事故発生状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書または死体検案書(死亡診断書)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
診療報酬明細書	◎	○	◎	◎	○	◎		
通院交通費明細書	◎		◎	◎		◎		
付添看護自認書または看護料領収書	○		○	○		○		
休業損害証明書または確定申告書(控え)など	○	○	○	○	○	○		
加害者の支払を証する領収書	◎	◎	◎					
示談書（示談成立の場合）	○	○	○					
請求者の印鑑証明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
委任状及び委任者の印鑑証明(第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍謄本	◎			◎			◎	
後遺障害診断書		◎			◎			
レントゲン写真等	○	○	○	○	○	○		

◎印は必ず提出、○印は事故の内容によって提出する書類です。
その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

任意保険(共済)

※　保険金請求の具体的な手続きについては、各損害保険会社にお問い合わせください。

事故後速やかに連絡

任意保険会社

自動車損害賠償保障事業

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

○　ひき逃げされ、相手が判明しない。

○　事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。

自動車損害賠償保障事業は、このような場合などに、政府が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者の救済を図るため、損害をてん補する制度です。

保険金請求方法や必要な書類などの詳しいことは、損害保険会社などにお尋ねください。

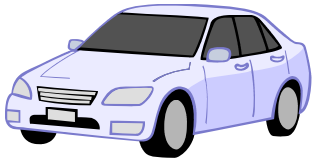

自賠責保険（共済）と政府の保障事業の違い

自賠責保険（共済）		政府の保障事業
加害者及び被害者	請求者	被害者のみ
死亡、傷害、後遺障害に応じて人身事故の損害を対象に支払われます。	支払い限度額	自賠責保険と同額となりますが、社会保険による給付があれば、その金額を差し引いて支払われます。
被害者に重大な過失のあった場合に減額されます。	減額等	民法上の過失相殺が適用されます。

※　交通事故に関する損害賠償請求方法等についてのご相談は、「各種相談窓口 P15･16」に記載されている各機関にお問い合わせください。

その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第３条に定めがあり、被害者やその家族の方は、加害者本人のほかに、自家用自動車の所有者や運送事業者等に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続きに従って行われるもので、刑事手続きとは別個のものですので、警察が直接関与することができないことをご理解ください。

援助や救済制度はあるのですか

交通事故の被害者やその家族の方に対する援助・救済制度については、次のようなものがあります。

1　福祉制度

（1）官公庁が行うもの

名　　称	内　　容
福　祉　制　度	交通事故により父親を亡くしたため母子家庭となった場合に、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付などを受ける場合があります。 また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。 窓口：市区役所・町村役場、福祉事務所
公営住宅への優先入居	交通事故により収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において交通事故が起きたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合などに、公営住宅への優先入居ができる制度です。 窓口：公営住宅管理担当窓口

※　詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

（２）各種援助・救済機関が行うもの

名　　称	内　　容
(独)自動車事故対策機構 TEL03-5608-7560 （本部が東京にあるほか、各都道府県に支所があります。）	中学卒業までの交通遺児や重度後遺障害者の子弟への生活資金・育成基金の無利子貸付等、下記のような被害者援護事業を行っています。 ①　事故により常時又は随時の介護が必要な重度後遺障害が残った方への介護料給付 ②　事故により重度後遺障害が残った方が病院や福祉施設に短期で入院・入所する費用の助成 ③　脳損傷による遷延性意識障害者が長期に入院できる療護センターの運営 ④　交通遺児又は重度後遺障害者の子弟への育成資金として生活費等の無利子貸付 ⑤　介護に係る相談、交通遺児の生活相談等の受付
(公財)交通遺児等育成基金 TEL03-5212-4511 フリーダイヤル 0120-16-3611	①　交通事故で父(母)親を亡くした１６歳未満の交通遺児が、損害賠償金などから拠出金を払い込み「交通遺児育成基金制度」に加入。これに国と協力団体が負担する援助金・援助金で支援し、交通遺児が満19歳になるまで、年齢に応じた一定額の育成給付金を年４回支給する事業を行っています。 ②　生計の苦しい、交通遺児家庭または保護者が交通事故で重度障害を負われ、子弟（いずれも中学生以下）のいる家庭に、「年越資金」、「入学・進学支度金」などを無償給付する支援給付事業（社会福祉事業）も行っています。
(公財)交通遺児育英会 TEL03-3556-0771	交通遺児や交通事故により重度の障害が残った方の子弟に対する奨学金(無利子)の貸与事業を行っています。貸与対象は高校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生等です。
(公財)佐藤交通遺児福祉基金 TEL027-224-2007	交通事故によって保護者を失った群馬県内に居住する１９歳未満の児童・生徒（小学生以上）を対象に、奨学育英のための資金として給付事業を行っています。
日本司法支援センター（愛称群馬法テラス） TEL050-3383-5399	被害者等の支援に詳しい弁護士や犯罪被害者支援団体等に関する情報の無料提供や、資力の乏しい方のために、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替えなどを行います。

２　税法上の救済制度

交通事故により、負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負った方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

名　　称	内　　容
医療費控除	支払った医療費（その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く。）の金額（一定額を超える部分に限る。）が控除されるもの
障害者控除	障害者の方に、２７万円（重度の障害がある場合は４０万円。以下同じ。）、扶養親族等が障害者である場合には、障害者の方一人につき２７万円が控除されるもの
寡婦（寡夫）控除	夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した一定の夫（寡夫）の方等に原則として２７万円の控除額が認められるもの

※　詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

群馬県内の税務署

前橋税務署	TEL（０２７）２２４－４３７１
高崎税務署	TEL（０２７）３２２－４７１１
藤岡税務署	TEL（０２７４）２２－０９７１
富岡税務署	TEL（０２７４）６３－２２３５
伊勢崎税務署	TEL（０２７０）２５－４０４５
館林税務署	TEL（０２７６）７２－４３７３
桐生税務署	TEL（０２７７）２２－３１２１
沼田税務署	TEL（０２７８）２２－２１３１
中之条税務署	TEL（０２７９）７５－３３５５

警察以外の相談窓口はあるのですか

被害者の方に対する援助については、官公庁や公的機関、その他各種の機関が相談窓口を開設しているほか、カウンセリングを受けることができます。

各種相談窓口

その関係機関を紹介しますので、参考にしてください。

名　　称	内　　容
県及び市などの交通事故相談所	◇　群馬県交通事故相談所 群馬県庁２３階の群馬県交通政策課です。 **電話　０２７－２４３－２５１１** **月～金曜日（祝日を除く）　9:00 ～ 16:00** ◇　高崎市交通事故相談所 高崎市役所１階の市民相談室（交通地域安全課）です。 **電話　０２７－３２１－１２３１** **毎週木曜日　9:00～12:00　13:00～16:00**
（公財）日弁連交通事故相談センター	自動車事故における過失割合や保険金の支払についてのトラブルに関する法律相談、損害賠償の交渉に関する示談のあっ旋、脳損傷による高次脳機能障害に関する相談を無料で受け付けております。 前橋市大手町３－６－６　群馬弁護士会内 高崎市宮元町２９８勝ビル１階　群馬弁護士会高崎支部 太田市新井町５１６－１GSEビル２０３号室 群馬弁護士会太田支部 **受付電話　０２７－２３４－９３２１** 相談日、相談時間は、あらかじめ問い合わせてからお出かけください。
損害保険会社の交通事故相談所	各損害保険会社の本店・支店・営業所内にあります。

(公財)交通事故紛争処理センター	交通事故による被害者救済のために、和解のあっ旋や法律相談を嘱託弁護士が行っています。 本部は東京に、支部は札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各市にあります。 本部　**電話**　０３-３３４６-１７５６
(一社)日本損害保険協会「そんぽＡＤＲセンター」	全国１１ヶ所に「そんぽＡＤＲセンター」を設置し、損害保険に関する一般的な相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援業務を行っています。 そんぽＡＤＲセンター **電話**　０５７０－０２２８０８ナビダイアル（全国共通） （土・日・祝日・12/30～1/4を除く）　9:15 ～ 17:00
交通安全協会の交通事故相談所	県内各地区(警察署単位に設置)の「**交通安全協会**」内の交通事故相談窓口で受け付けております。
損害保険料率算出機構自賠責損害調査センター	自賠責損害調査センターにおいて、全国に地区本部、自賠責損害調査事務所を設置し、自賠責保険(共済)の損害調査を行っております。 前橋自賠責損害調査事務所 **電話**　０２７－２２６－７７７１
(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構	公平中立で専門的な知見を有する弁護士、医師等で構成する紛争処理委員会が調停を行うものです。 東京　**電話**　０３－５２９６－５０３１ 大阪　**電話**　０６－６２６５－５２９５

カウンセリング

被害者の方の中には、強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできなくなったりする症状に悩まされる方がいます。

このような方に対して、電話や面接によるカウンセリングを行う機関があります。

警察にお問い合わせいただいても、関係機関を紹介いたします。

【群馬県公安委員会指定　犯罪被害者等早期援助団体】

公益社団法人　被害者支援センターすてっぷぐんま

犯罪等の被害者及びその家族・遺族に対して、精神的ケアなどを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害者に理解と配慮をもって支援し、被害の回復や軽減に資することを目的とする支援団体です。

電話相談（無料）

電話　０２７－２５３－９９９１

相談日　○　毎週月曜日～金曜日（祝日･年末年始は除く）

受付時間　○　午前１０時～午後４時

FAX　０２７－２５３－９９９２

ホームページ　http://www.step-gunma.org

Ｅメール　suteppu.gunma90@world.ne.jp

面接相談・直接支援等

必要に応じて行います。

〒３７１－０８４３

住所　群馬県前橋市新前橋町２６番地７　ヤマコビル５階

単独交通事故等の当事者とその家族の方へ

ぐんまけんけいさつ

は　じ　め　に

　このパンフレットは、単独交通事故で負傷された方や、過失が大きく自賠責保険における無責事故（※後述します）となる可能性がある方、及びその家族の方 に

- ○　警察の支援制度とはどのようなものか
- ○　警察が事故当事者やその家族の方にお願いすることは何か
- ○　処罰を受けることがあるのか
- ○　自動車保険制度の適用はあるのか

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくものであり、少しでもお役に立てば幸いです。

いつでもお気軽にご相談ください

担当者は

警察署　交通課　　係

氏　名

電　話

です。

～　目　次　～

1　警察からの支援などはあるのですか・・・・・・・・・・・・・1

～　支援と連絡の制度　～

2　交通事故捜査へのご協力のお願い・・・・・・・・・・・・・・2

～　事情聴取や実況見分　～

3　自動車保険などについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

～　補償と保険の制度　～

4　援助や救済制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

～　援助や救済の内容　～

5　警察以外の相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

～　関係機関からのアドバイスとカウンセリングの機関　～

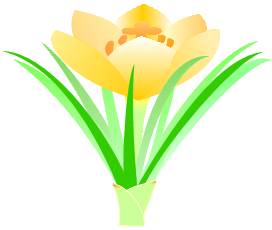

１　警察からの支援などはあるのですか

警察では、交通事故の被害者やその家族の方に対する支援と連絡を行う制度があります。

支援要員制度

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者やその家族の方に、警察職員が付き添うなどして、交通事故の状況の説明や不安に思うことなどついて相談を受けるなどの活動を行っております。

被害者連絡制度

交通事故の被害者やその家族の方等は、事故の捜査はどうなっているのかについて、　大きな関心を持っておられると思います。

警察では、このような関心に応えるために、その事故を担当している捜査員等が被害者やその家族の方に対して、次のような情報をお知らせしております。

○　相手方の住所、氏名及び年齢等

○　交通事故の発生日時、場所

○　捜査状況

などに関する情報をお知らせしております。

被害者やその家族の方のなかには、事故のことを思い出したくないので知らせないで欲しいという方もおられると思います。

その場合には、担当捜査員にお話しください。

警察の相談窓口

被害者の方等に対する援助については、警察においても専門的な立場から相談に乗っております。その窓口を紹介しますので、参考にしてください。

①　警察総合相談電話（各種の警察相談の受付）

○　警察安全相談室　TEL　０２７－２２４－８０８０

＃９１１０

FAX　０２７－２２４－８８８８

②　交通事故に関する警察の相談窓口

○　警察本部交通指導課　TEL　０２７－２４３－０１１０【内線 5142】

2　交通事故捜査へのご協力のお願い

警察は、交通事故が発生した場合には、次のような捜査を行います。

事情聴取

事故当事者の方からは事故の状況や事故の届出をした状況などについて、ご家族の方からは事故当事者の方に関する事柄などについて、担当の警察官が詳しくお聞きします。

供述調書を作成することもあります。

事故当事者やその家族の方の中には、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかと思いますが、事情聴取は事故の原因究明に欠くことができないものですので、ご協力をお願いします。

実況見分

実況見分とは、警察官が

- ○　交通事故の現場
- ○　被害者が着ていた服や事故車両

などの状況について詳しく調べて、事故の状況や原因を明らかにするものです。

事故当事者やその家族の方には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。また、事故当時に着ていた服などは、事件の真相究明につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判等において重要な証拠となります。

事件送致

大きな怪我を負っていても、事故を起こした過失が存在すれば、検察庁に送致され、刑事処分や行政処分を受けることがあります。

また、死亡した場合でも、検察庁に送致される場合があります。

刑事事件として送致されることと、民事補償とは別個の問題となりますので、ご理解をお願いします。

3　自動車保険などについて

交通事故の被害者への保障制度は、次のようになっています。

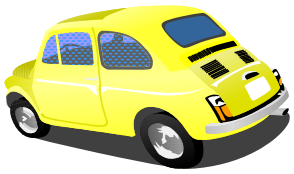

自賠責保険（共済）と任意保険（共済）

自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）と任意保険があり

○　自賠責保険は、交通事故による被害者やその家族の方の保護を図る目的で、車１台ごとに加入を義務付けられている保険

○　任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険

で、次のようになっています。

自　賠　責　保　険	対 比	任　意　保　険
加入しなければならない（義務）	加　入	任　　意
人身損害だけ	対　象	人身損害と物損
死　亡：３，０００万円 傷　害：１２０万円 後遺障害：75万～4,000万円（1～14の障害等級による）	支払い限度額	保険契約の限度額までの補償

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償（てん補）され、不足分の4,000万円は加害者側が加入の任意保険（全額又は一部）で補償されます。未加入の場合、加害者の負担となります。

損害賠償額
7,000万円

支払 → 自賠責保険（共済）で補償
上限3,000万円まで

支払 → 不足分の4,000万円は？
- 任意保険加入 …… 契約の範囲内で補償
- 任意保険未加入 …… 加害者の負担

自賠責保険金が支払われない事故

1　単独事故

電柱やガードレールに自ら運転する車やバイクを衝突させ、自らが負傷した事故など。

2　無責事故

死傷した者の責任で発生した事故（＝無責事故）の場合は、自賠責保険の支払い対象にはなりません。

【無責事故の事例】

○　車Ａが脇見運転により、停止中の車Ｂに追突した場合の、車Ａの運転者の死傷

○　車Ａが信号無視で車Ｂと衝突した場合の、車Ａの運転者の死傷

○　車Ａがスピードの出し過ぎでカーブを曲がり切れずに対向車Ｂに衝突した場合の、車Ａの運転者の死傷

3　その他

自分の所有する車を友人などに運転してもらい、そこに自分が同乗していて単独事故にあった場合など。

※　実際に支払いが受けられるか否かは、個別の事故を審査して判断されますので、損害保険会社などにお問い合わせください。

請求できる期間

請求区分	いつから	いつ（時効完成）までに
傷害	治療を終えた日	事故発生から３年以内
後遺障害	症状固定日	症状固定日から３年以内
死亡	死亡日	死亡日から３年以内

※　症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときを言い、医師により判断されます。

任意保険による補償

自賠責保険金が支払われない事故であっても、加入している任意保険の内容により補償が受けられる場合があります。

自分や家族が加入している全ての任意保険について、補償が受けられるかどうか、保険会社に確認しましょう。

１　自損事故保険

単独事故や死傷者の責任で発生した事故の場合に保険金が支払われます。

自損事故保険は、対人賠償保険に加入すると自動付帯されます。

２　人身傷害補償保険

人身傷害補償保険は、事故によって車に乗っていた人が死亡したり怪我をした場合に、その責任、過失割合にかかわらず「実損害額」の保険金が支払われます。

３　搭乗者傷害保険

車に搭乗中の人が、死亡又は傷害を負った場合に保険金が支払われます。

搭乗者とは、運転手と同乗者を指します。

４　ファミリーバイク特約

１２５cc以下のバイクを運転中に交通事故で負傷した場合、バイク自身の任意保険が無くても、本人もしくは家族の加入している他車の任意保険にファミリーバイク特約がなされていれば、保険金が支払われます。

５　その他の傷害保険

一般の生命保険・傷害保険であっても、契約内容によっては補償を受けられる場合があります。

※　保険金請求の具体的な手続きについては、各損害保険会社にお問い合わせください。

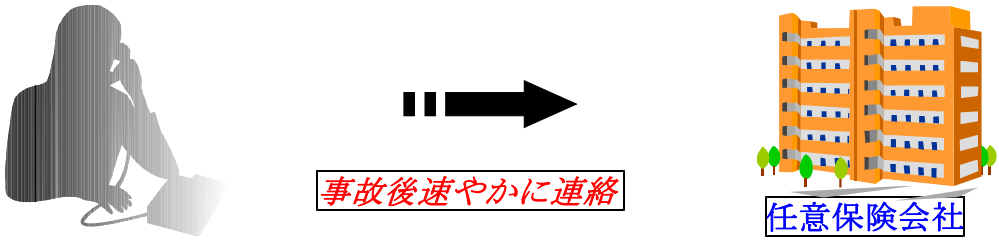

健康保険による治療

自賠責保険金が支払われない事故で、任意保険にも未加入の場合は健康保険で治療を受けることができます。

交通事故による負傷の治療を健康保険で受けるためには、治療を受ける病院や加入している健康保険組合等に届け出が必要になります。

対物賠償について

交通事故により破損させた車両や物品の補償は、任意保険の対物賠償保険・車両保険等でしかできません。

任意保険に加入していなければ、実費での支払いになります。

その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第３条に定めがあり、被害者やその家族の方は、加害者本人のほかに、自家用自動車の所有者や運送事業者等に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続きに従って行われるもので、刑事手続きとは別個のものですので、警察が直接関与することができないことをご理解ください。

※　交通事故に関する損害賠償請求方法等についてのご相談は、「各種相談窓口」に記載されている各機関にお問い合わせください。

４　援助や救済制度

交通事故の被害者やその家族の方に対する援助・救済制度については、次のようなものがあります。

１　福祉制度

（１）官公庁が行うもの

名　　称	内　　容
福　祉　制　度	交通事故により父親を亡くしたため母子家庭となった場合に、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付などを受ける場合があります。 また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。 窓口：市区役所・町村役場、福祉事務所
公営住宅への優先入居	交通事故により収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において交通事故が起きたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合などに、公営住宅への優先入居ができる制度です。 窓口：公営住宅管理担当窓口

※　詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

（２）各種援助・救済機関が行うもの

名　　称	内　　容
(独)自動車事故対策機構 TEL03-5608-7560 （本部が東京にあるほか、各都道府県に支所があります。）	中学卒業までの交通遺児や重度後遺障害者の子弟への生活資金・育成基金の無利子貸付等、下記のような被害者援護事業を行っています。 ①　事故により常時又は随時の介護が必要な重度後遺障害が残った方への介護料給付 ②　事故により重度後遺障害が残った方が病院や福祉施設に短期で入院・入所する費用の助成 ③　脳損傷による遷延性意識障害者が長期に入院できる療護センターの運営 ④　交通遺児又は重度後遺障害者の子弟への育成資金として生活費等の無利子貸付 ⑤　介護に係る相談、交通遺児の生活相談等の受付
(公財)交通遺児等育成基金 TEL03-5212-4511 フリーダイヤル 0120-16-3611	①　交通事故で父(母)親を亡くした１６歳未満の交通遺児が、損害賠償金などから拠出金を払い込み「交通遺児育成基金制度」に加入。これに国と協力団体が負担する援助金・援助金で支援し、交通遺児が満19歳になるまで、年齢に応じた一定額の育成給付金を年４回支給する事業を行っています。 ②　生計の苦しい、交通遺児家庭または保護者が交通事故で重度障害を負われ、子弟（いずれも中学生以下）のいる家庭に、「越年資金」、「入学・進学支度金」などを無償給付する支援給付事業（社会福祉事業）も行っています。
(公財)交通遺児育英会 TEL03-3556-0771	交通遺児や交通事故により重度の障害が残った方の子弟に対する奨学金(無利子)の貸与事業を行っています。貸与対象は高校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生等です。
(公財)佐藤交通遺児福祉基金 TEL027-224-2007	交通事故によって保護者を失った群馬県内に居住する１９歳未満の児童・生徒（小学生以上）を対象に、奨学育英のための資金として給付事業を行っています。
日本司法支援センター（愛称群馬法テラス） TEL050-3383-5399	被害者等の支援に詳しい弁護士や犯罪被害者支援団体等に関する情報の無料提供や、資力の乏しい方のために、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替えなどを行います。

２　税法上の救済制度

交通事故により、負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負った方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

名　　称	内　　容
医療費控除	支払った医療費（その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く。）の金額（一定額を超える部分に限る。）が控除されるもの
障害者控除	障害者の方に、２７万円（重度の障害がある場合は４０万円。以下同じ。）、扶養親族等が障害者である場合には、障害者の方一人につき２７万円が控除されるもの
寡婦（寡夫）控除	夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した一定の夫（寡夫）の方等に原則として２７万円の控除額が認められるもの

※　詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

群馬県内の税務署

前橋税務署	TEL（０２７）２２４－４３７１
高崎税務署	TEL（０２７）３２２－４７１１
藤岡税務署	TEL（０２７４）２２－０９７１
富岡税務署	TEL（０２７４）６３－２２３５
伊勢崎税務署	TEL（０２７０）２５－４０４５
館林税務署	TEL（０２７６）７２－４３７３
桐生税務署	TEL（０２７７）２２－３１２１
沼田税務署	TEL（０２７８）２２－２１３１
中之条税務署	TEL（０２７９）７５－３３５５

５　警察以外の相談窓口

被害者の方に対する援助については、官公庁や公的機関、その他各種の機関が相談窓口を開設しているほか、カウンセリングを受けることができます。

各種相談窓口

その関係機関を紹介しますので、参考にしてください。

名　　称	内　　容
県及び市などの交通事故相談所	◇　群馬県交通事故相談所 群馬県庁２３階の群馬県交通政策課です。 **電話　０２７－２４３－２５１１** **月～金曜日（祝日を除く）　9:00 ～ 16:00** ◇　高崎市交通事故相談所 高崎市役所１階の市民相談室（交通地域安全課）です。 **電話　０２７－３２１－１２３１** **毎週木曜日　9:00～12:00　13:00～16:00**
（公財）日弁連交通事故相談センター	自動車事故における過失割合や保険金の支払についてのトラブルに関する法律相談、損害賠償の交渉に関する示談のあっ旋、脳損傷による高次脳機能障害に関する相談を無料で受け付けております。 前橋市大手町３－６－６　群馬弁護士会内 高崎市宮元町２９８勝ビル１階　群馬弁護士会高崎支部 太田市新井町５１６－１GSEビル２０３号室 群馬弁護士会太田支部 **受付電話　０２７－２３４－９３２１** 相談日、相談時間は、あらかじめ問い合わせてからお出かけください。
損害保険会社の交通事故相談所	各損害保険会社の本店・支店・営業所内にあります。

(公財)交通事故紛争処理センター	交通事故による被害者救済のために、和解のあっ旋や法律相談を嘱託弁護士が行っています。 本部は東京に、支部は札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各市にあります。 本部　**電話**　０３-３３４６-１７５６
(一社)日本損害保険協会「そんぽＡＤＲセンター」	全国１１ヶ所に「そんぽＡＤＲセンター」を設置し、損害保険に関する一般的な相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援業務を行っています。 そんぽＡＤＲセンター **電話**　０５７０－０２２８０８ **（土・日・祝日・年末年始を除く）**　9:15 ～ 17:00
交通安全協会の交通事故相談所	県内各地区(警察署単位に設置)の「**交通安全協会**」内の交通事故相談窓口で受け付けております。
損害保険料率算出機構自賠責損害調査センター	自賠責損害調査センターにおいて、全国に地区本部、自賠責損害調査事務所を設置し、自賠責保険(共済)の損害調査を行っております。 前橋自賠責損害調査事務所 **電話**　０２７－２２６－７７７１
(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構	公平中立で専門的な知見を有する弁護士、医師等で構成する紛争処理委員会が調停を行うものです。 東京　**電話**　０３－５２９６－５０３１ 大阪　**電話**　０６－６２６５－５２９５

カウンセリング

被害者の方の中には、強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできなくなったりする症状に悩まされる方がいます。

このような方に対して、資格を有する職員がカウンセリングを行うこともあります。

関係機関を紹介することもできます。

【群馬県公安委員会指定　犯罪被害者等早期援助団体】

特定非営利活動（ＮＰＯ）法人　被害者支援センターすてっぷぐんま

犯罪等の被害者及びその家族・遺族に対して、精神的ケアなどを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害者に理解と配慮をもって支援し、被害の回復や軽減に資することを目的とする支援団体です。

電　話　相　談　（　無　料　）

電話　０２７－２５３－９９９１

相 談 日　○　毎週月曜日～金曜日（祝日･年末年始は除く）

受付時間　○　午前１０時～午後４時

FAX　０２７－２５３－９９９２

ホームページ　http://www.step-gunma.org

Ｅメール　suteppu.gunma90@world.ne.jp

面接相談・直接支援等（無料）

相談の対応、希望に応じた病院・検察庁・裁判所等への付き添いなどを行います。

〒３７１－０８４３

住所　群馬県前橋市新前橋町２６番地７　ヤマコビル５階